

大阪市教育委員会
委員長 佐藤 友美子 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 松本 和彦

大阪市個人情報保護条例第43条に基づく不服申立てについて（答申）

平成21年12月14日付け大市教委第2464号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審議会の結論

大阪市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成21年11月12日付け大市教委第2211号により行った非開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消し、開示すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

異議申立人は、平成21年10月29日、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号。以下「条例」という。）第17条第1項に基づき、実施機関に対し、「平成22年度大阪市公立学校教員採用選考テスト（1次・2次）請求者の個人成績詳細」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 非開示決定

実施機関は、本件請求に係る個人情報が記録されている公文書として、「請求者にかかる平成22年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト（第1次選考及び第2次選考）における総合点の内訳」（以下「本件情報」という。）を特定した上で、開示しない理由を次のとおり付して、条例第23条第1項に基づき、本件決定を行った。

記

「条例第19条第6号に該当

（説明）

総合点の内訳は選考に関する情報であって、開示することにより、受験者が試験の準備をする際に受験技術の先行を招き、受験者の資質・適性等についての適正な評価が困難となる等、教員採用選考事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成21年12月2日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条第1号に基づき異議申立てを行った。

第3 実施機関の主張

実施機関の主張はおおむね次のとおりである。

1 本件情報について

本件情報は、平成21年度に実施された大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト（第1次選考及び第2次選考）における受験者の成績結果などを入力した電子計算機から異議申立人にかかる情報のみを出力処理したものである。第1次選考については、受験番号、名前、住所といった個人情報を含め、面接官1点数、面接官2点数、面接計、筆答、合計、順位及び判定という情報で構成されている。第2次選考については、第1次選考における情報のほか、小・水泳①、小・水泳②、小・水泳③、小・水泳合計、小・音①器楽、小・音①歌唱、小・音②器楽、小・音②歌唱、小・音合計、小実技合計、面接官1個人面接、面接官2個人面接、面接官3個人面接、個人面接合計、面接合計、総合計、順位及び判定という情報で構成されている。これらの情報のうち、本件請求に該当する面接官1点数、面接官2点数、面接計、筆答（以上第1次選考結果）、筆答、小・水泳①、小・水泳②、小・水泳③、小・水泳合計、小・音①器楽、小・音①歌唱、小・音②器楽、小・音②歌唱、小・音合計、小実技合計、面接官1個人面接、面接官2個人面接、面接官3個人面接、個人面接合計及び面接合計（以上第2次選考結果）の情報を非開示とした。

2 条例第19条第6号該当性について

本件情報は、要約すると異議申立人が受験した筆答試験、面接試験及び実技試験（水泳・音楽）の個々の評価結果である。

しかしながら、今回、これらの個々の評価結果を開示することになれば、当然ながら、そこから、個々の試験区分の満点を類推（もしくは更に情報公開請求）することができ、そこから採用選考の第1次選考及び第2次選考における配点のウェイトが開示されることになる。

試験区分における配点のウェイトについては、それぞれの自治体の実施機関が求める人物像に沿って決定しているもので、当然ながら均一ではなく、実施機関が有為な人材の確保のため、長年の間に蓄積したノウハウに基づき、実際現場に配属された際に必要とされる能力の度合いを想定し、独自に設定しているものである。

本件情報を開示することにより、結果として、これまで試行錯誤を重ねて設定してきた試験区分にかかる配点のウェイトが明らかとなり、受験者は他の試験区分に比べてウェイトが高い（もしくは低い）試験区分に対して、重視（もしくは軽視）することになり、一部の試験区分に対してのみ傾注するといった、単なる受験技術を競うことに繋がることが想定される。

そもそも教員が指導している児童生徒は、いまだ精神的に未熟で人格形成の途上であり、団体学習生活の中で規律と礼節を保ち、真の意味の自主と協同の精神、正しい情操と公正な判断力が涵養されるべき義務教育年限にあり、教員は成長過程にある児童生徒の人格形成に多大の影響を与える立場にあることは言うまでもない。そのような立場にある教員は、単なる受験技術に傾注せず、自己の苦手な項目を克服するための向上心が求められるものである。

このように、採用選考における配点のウェイトは、単に点数を積み上げたものではなく、全ての能力を偏りなく発揮できる人材を採用するためのツールとしての働きを有するものである。以上の理由から個々の評価結果を公開すれば、実質的に配点のウェイトが公開されることとなり、受験案内に記載のある実施機関が求める人物の確保が困難となり、選考に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、かつ当該事務の公正若しくは円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認められ、条例第19条第6号に該当すると判断した。

また、非開示とした項目の内、水泳と音楽における実技試験及び面接試験の面接官毎の評価結果(面接官1点数、面接官2点数、小・水泳①、小・水泳②、小・水泳③、小・音①器楽、小・音①歌唱、小・音②器楽、小・音②歌唱、面接官1個人面接、面接官2個人面接、面接官3個人面接)について、採用選考の採点官又は面接官を委嘱するに際しては、有為な人材を確保する観点から、その校種において求められる人材を一番良く理解できる、専門教科の校園長、当該校種の校園長及び教育委員会事務局に所属する指導主事等を充てている。

一方で、受験者には現在、講師として、長年学校園にて勤務している者、又は今後、講師として勤務する者が多く含まれており、採点官又は面接官と受験者との間に、受験時においては面識がなくとも、少数の学校数しかない校種等によっては、将来的に同一の職場にて勤務することが十分に想定される。よって、採点官又は面接官全員が当該受験者に対して低い評価を行った場合、本件情報を開示することによって、教員として採用されなかった当該受験者から、配属先の校園長に対し、面接結果に関する苦情や批判等の意見が寄せられることで、学校経営上著しい影響を及ぼすことが懸念される。また、結果として、そのことを恐れた校園長が、採用選考において正しい評価を行うことが困難になることが想定され、今後の教員採用選考事務の公正又は円滑な遂行に支障を生じるおそれがあるとして、条例第19条第6号に該当すると判断した。

第4 異議申立人の主張

異議申立人の主張はおおむね次のとおりである。

教員採用試験の結果は私個人の個人情報であり、本人が開示を請求して開示されることは当然の権利である。また、開示されたとしても、個人情報であり、社会的になんら影響力をもつものではなく、実施機関がおそれている「受験技術」云々は全くの杞憂である。むしろ、受験技術云々というのであれば、教員採用試験そのものが成り立たなくなるはずである。

一体私自身はいかなる領域が力不足で合格に及んでいないのか、なぜ不合格かと

いうことに納得がいかなかった。試験結果を自己分析できなければ、大阪市の教員を目指しようにも対策がたてられない。奈良県では点数が公開されており、三重県や東京都でも点数が公開されていると聞いている。情報公開こそ社会的な流れである。大阪市教員となり全身全霊をかけて取り組みたいと思っている、私の熱意をどうか汲み取ってほしい。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

しかしながら、条例は、すべての保有個人情報の開示を義務づけているわけではなく、第19条本文において、開示請求に係る保有個人情報に同条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合は、実施機関の開示義務を免除している。もちろん、第19条各号が定める非開示情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮するとともに、当該保有個人情報の取扱いの経過や収集目的などをも勘案しつつ、条例の上記理念に照らして市民の権利を十分に尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 本件情報について

本件情報は、平成21年度に実施された大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト（第1次選考及び第2次選考）における受験者の成績結果などを入力した一覧表から異議申立人にかかる情報のみを出力処理したものであり、筆答試験、面接試験及び実技試験（実技試験の水泳及び音楽は、第2次選考でのみ実施）の個々の点数が記載されている。

3 争点

実施機関は、本件情報について、条例第19条第6号を理由に本件決定を行ったのに対し、異議申立人は、本件決定を取り消し、総合点の内訳を開示すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件情報の条例第19条第6号該当性の問題である。

4 条例第19条第6号該当性について

(1) 条例第19条第6号について

条例第19条第6号は、本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業目的を達成し、その公正、円滑な

執行を確保するため、「開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は開示しないことができると規定し、特に個人の評価、診断、判定、相談、選考等に係る事務に関しては、「ウ 個人の評価…に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な遂行に支障が生じるおそれ」を掲げ、このようなおそれがある場合には、開示しないことができると規定している。

ここでいう「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務又は事業に関する情報を開示することによる利益と支障を比較衡量した上で、開示することの必要性を考慮しても、なお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものであることが必要である。

したがって、「支障を及ぼすおそれ」は、抽象的な可能性では足りず、相当な蓋然性が認められなければならない。

(2) 各科目の配点のウェイトについて

筆答試験、面接試験及び実技試験の配点のウェイトは、それぞれの自治体が求める有為な人材の確保のため、長年の間に蓄積したノウハウに基づいて決定しており、配点のウェイトが開示されると、受験者が配点のウェイトが高い試験区分のみ重視することにつながりかねず、実施機関が求める人材が採用できなくなるおそれがあると、実施機関は主張している。

確かに、受験者が配点の高い試験区分のみ重視し、配点の低い試験区分の対策を怠るなど、実施機関が求める人材が採用できなくなるおそれがあるという実施機関の主張も理解できるところである。

しかしながら、一方で配点ウェイトを開示するということは、実施機関が重視している能力はいかなる試験区分に関するものであるかということ、受験者に明示することにもつながり、結果として実施機関が求める人材が集まるといことも考えられる。

また、仮に総合点が高くとも、一部の試験区分のみ点数が低い受験者は求める人材ではないということであれば、総合点のみで判断するのではなく、各科目に合格最低点を設けることでその弊害を回避するなど、柔軟に対応する方法はあると考えられる。

さらに、採用試験の透明性確保の観点からは、受験者本人に対しては詳細な試験結果を開示することが望ましく、受験者にとって当該試験の合否が重要であることを考慮すれば、当該受験者からの問い合わせ等に対しても適切に対応することが社会的に期待されているといえる。

(3) 採点官又は面接官への影響について

面接官と受験者が、受験時においては面識がなくとも、少数の学校数しかない校種等によっては、将来的に同一の職場にて勤務することが十分想定され、面接結果に対する苦情や批判等の意見が寄せられることで、学校経営上著しい影響を及ぼすことが懸念されると、実施機関は主張している。

しかしながら、第1次選考及び第2次選考ともに、面接は、複数の面接官によ

り行われており、かつ面接官の氏名は公表されていない。

また、当審議会において本件情報を見分したところ、面接の採点方法は、面接官が感じた受験者に対する率直な意見を一定の幅の中でどの段階に該当するか判断し点数化するというものであり、受験者に対する個別具体的な評価及び意見が記載されたものではなく、点数自体から特定の面接官が直截的に看取されるものでもなかった。

(4) 上記(2)及び(3)を踏まえると、本件情報を開示したとしても、今後の事務に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められず、条例第19条第6号には該当しない。

5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(参考) 答申に至る経過 平成21年度諮問受理第6号

年 月 日	経 過
平成21年12月14日	諮問
平成22年6月17日	諮問の報告及び実施機関からの意見、説明の聴取
平成22年7月15日	異議申立人意見陳述
平成22年8月26日	審議（論点整理）
平成22年10月28日	審議（答申案）